

経済産業大臣の意見	事業者の見解
1. 総論	
<p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p>	<p>対象事業実施区域並びに風力発電設備等の構造・配置等の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映します。</p>
<p>(2) 累積的な影響</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>累積的な影響の調査、予測及び評価の必要性については、周辺の他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努め、本事業との累積的な影響の有無について、可能な範囲で検討します。その結果、累積的な影響が生じる可能性がある場合には、適切な予測及び評価を行い、結果を踏まえて事業計画を検討します。</p>
<p>(3) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>今後、調査及び予測結果を踏まえ環境保全措置を検討しますが、重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しについて検討します。</p>
<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。</p>

<p>2. 各論</p>	
<p>(1) 騒音に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の手続きにおいて現地調査を実施のうえ影響評価を行い、必要に応じて機種選定や配置検討等に反映する方針です。</p> <p>調査、予測及び評価に当たっては、準備書以降の手続きにおいて、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）等に基づき適切に実施いたします。</p> <p>その結果を踏まえ、風力発電設備の配置を検討すること等により、騒音による影響の回避又は極力低減を図るよう努めます。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の手続きにおいて現地調査を実施のうえ影響評価を行い、必要に応じて機種選定や配置検討等に反映する方針です。</p> <p>調査、予測及び評価に当たっては、準備書以降の手続きにおいて、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成 25 年 6 月、環境省）等に基づき適切に実施いたします。</p> <p>その結果を踏まえ、風力発電設備の配置を検討すること等により、風車の影による影響の回避又は極力低減を図るよう努めます。</p>
<p>(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、環境影響を回避又は極力低減できるよう検討するとともに、水の濁り、動植物等の工事に係る項目を選定し、適切に調査、予測及び評価を行い、環境保全措置の検討を行う方針です。</p> <p>また、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所においては、土地改変の回避や土工</p>

<p>査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>量の抑制を検討し、影響の回避又は極力低減を図る方針です。</p>
<p>(4) 鳥類に対する影響</p> <p>想定区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、サシバ、ハチクマ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>鳥類については、専門家等からの助言に基づき、適切な調査、予測及び評価を行います。</p> <p>また、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずることにより、可能な限り鳥類等への影響の回避又は低減を図るよう努めます。</p>
<p>(5) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭 4 和 7 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたチシマザサードナ群団、チャボガヤーク群や集キ等の植生、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存の道路、植林地等を活用すること</p>	<p>植物及び生態系の現地調査においては、自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにするとともに、植物及び生態系への影響を予測及び評価し、既存の道路、植林地等を活用することにより、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減するよう努めます。</p>

により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

想定区域の周辺は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく越前加賀海岸国定公園の第 3 種特別地域に指定されており、当該国定公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「元比田園地」、「大谷南園地」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景銀への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景銀への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該国定公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。